

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年9月8日

【計算期間】 第14特定期間(自 平成21年12月11日 至 平成22年6月10日)

【ファンド名】 LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

【発行者名】 レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田島 廣久

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 藤田 剛志

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【電話番号】 03-5219-5700

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として豪ドル建の公社債に投資を行い、信託財産の成長と毎月の安定した分配を目指します。

②基本的性格

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り
債 券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 2 回	日 本		
	年 4 回	北 米		
	年 6 回 (隔月)	欧 州		
不動産投信	年 12 回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ ・ファンズ	な し
		オセアニア		
その他資産（投資信託証 券（債券・一般））	日々	中南米		
資産複合		アフリカ		
資産配分固定型	その他	中近東 (中東)		
資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（債券・一般））」と表示しております。また、「債券・一般」とは、目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③信託金限度額

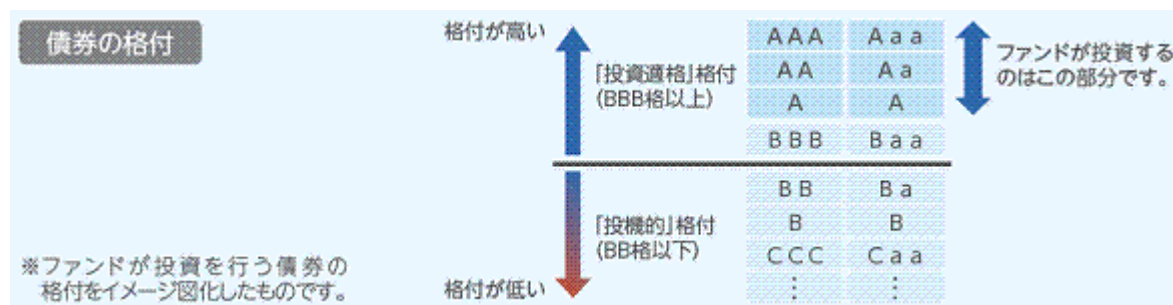
信託金の限度額は、信託約款の規定により4,000億円となっております。

ただし、委託会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

豪ドル建債券に投資します。

- a. 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA－／A 3以上の格付を付与されたものとします。



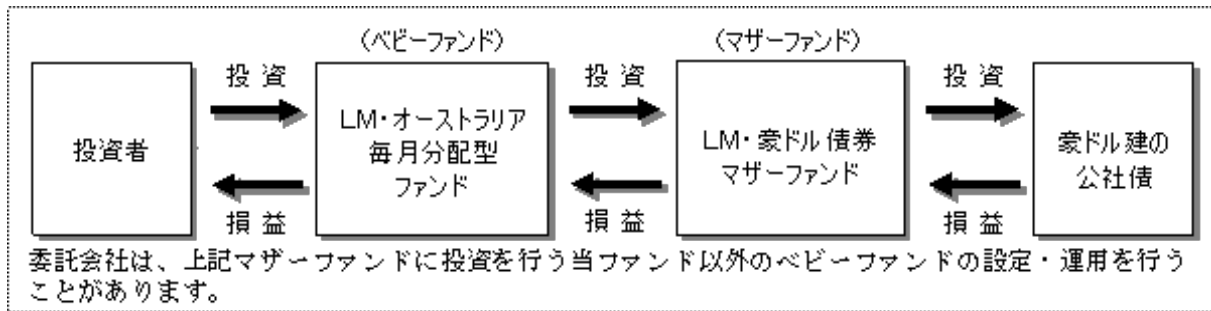
- b. デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- c. シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SDO）^{*1}を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーション（実質平均残存期間）は、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。
- ※1 ひとつの投資環境シナリオを想定し、それに依存するのではなく、基本シナリオの他に複数の代替シナリオを想定し、代替シナリオにあるイベントが発生した場合に考えられるマイナス効果を最小限に抑えつつ、基本シナリオにおいて最大限の収益を獲得するための方針を策定するツールです。
- d. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- e. UBSオーストラリア債券インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース）^{*2}を参考指標として運用を行います。

※2 UBSオーストラリア債券インデックスは、オーストラリアの債券市場のパフォーマンスを測定するために構築されたインデックスです。円換算ベースとは、委託会社がUBSオーストラリア債券インデックスを円ベースに換算したものです。

（注）資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファミリーファンド方式により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



運用はレグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットが行います。

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）^{*}に委託します。

^{*}債券運用ビジネスをグローバルに展開するウエスタン・アセットのオーストラリア拠点です。

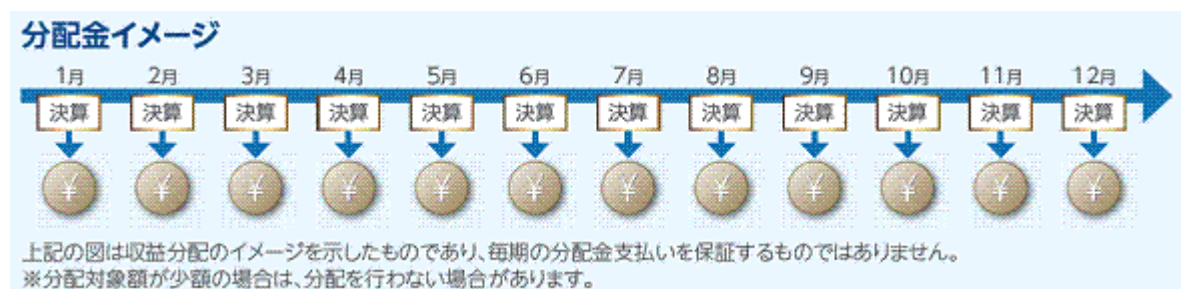
（ウエスタン・アセットの概要）

1971年設立、米国カリフォルニア州パサデナに本部を置き、主に債券運用を行う運用会社です。ニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロにも運用拠点が有り、運用資産残高は約4,570億米ドル（約39兆円）^{*}です。個別の各債券セクターと債券市場全般に幅広い専門知識を有し、長期的観点、バリュエーション志向、複数戦略の運用哲学に基づき運用しています。

^{*}2010年6月末現在。米ドルの円貨換算は、2010年7月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝86.70円）によります。

毎決算時（毎月10日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月の分配を目指します。ただし、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。



(2) 【ファンドの沿革】

平成15年6月30日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

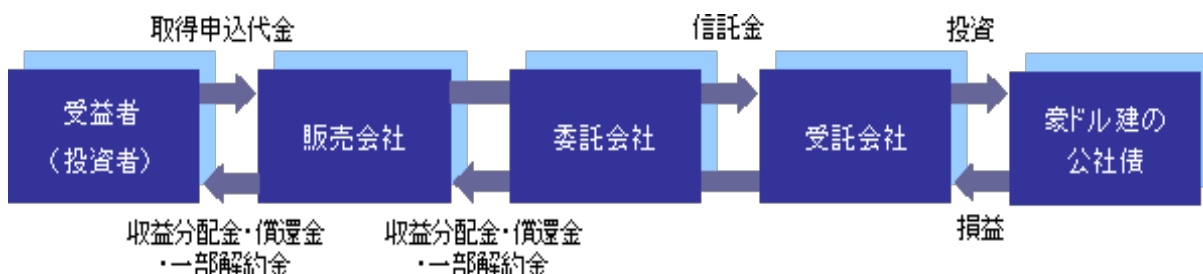
平成18年1月1日 当ファンドの名称を「シティ・オーストラリア毎月分配型ファンド」から「LM・オーストラリア毎月分配型ファンド」に変更

マザーファンドの名称を「シティグループ・豪ドル債券マザーファンド」から「L M・豪ドル債券マザーファンド」に変更

平成18年9月8日 投資顧問会社を「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティール・ワイ・リミテッド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



■委託会社

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

■受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

■投資顧問会社

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティール・ワイ・リミテッド

■販売会社

販売会社については、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

②委託会社の概況（平成22年7月末現在）

■資本金の額

1,000百万円

■沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス・バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

■大株主の状況

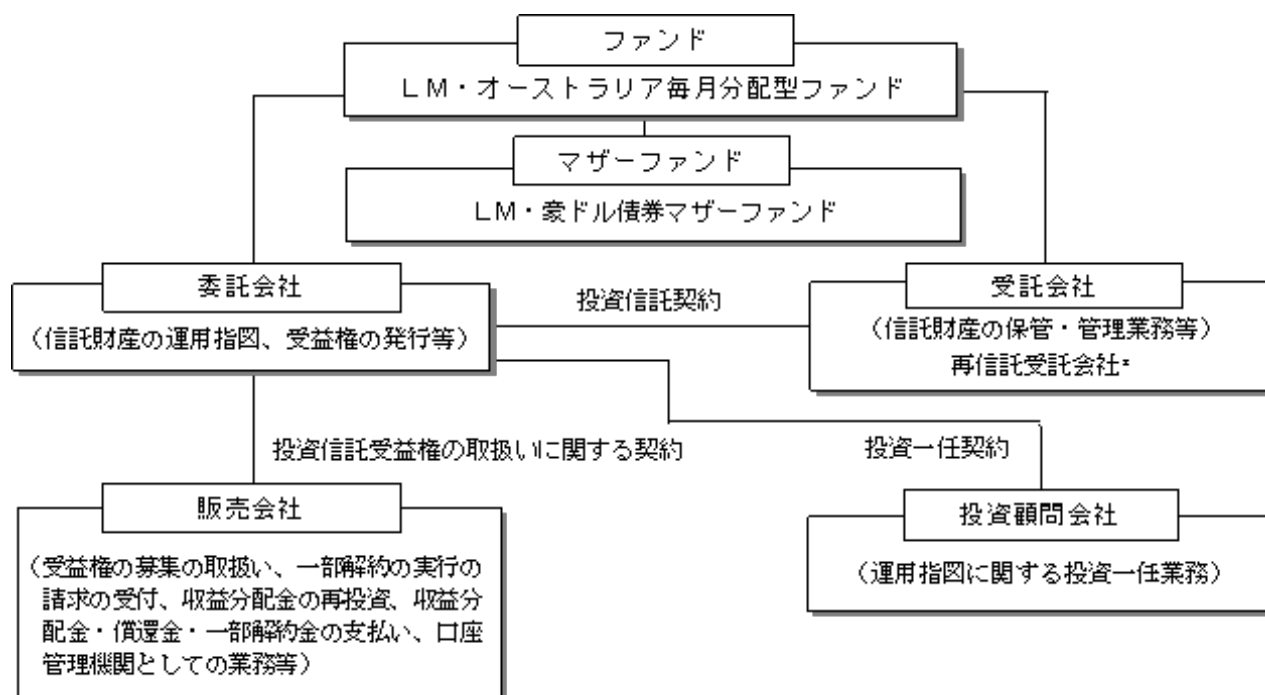
名 称 レグ・メイソン・インク

住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市
インターナショナル・ドライブ100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

③ファンドの関係法人と契約の概要



* 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

④ファンドに関する契約の概要

a. 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c. 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担に係る取決め、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① UBSオーストラリア債券インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。
- ② 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA－／A3以上の格付を付与されたものとします。
- ③ デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。
- ④ シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑧ 金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

※当初設定並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- ① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第20条）
 - a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

(8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるLM・豪ドル債券マザーファンドの受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第21条第1項）

a.株券または新株引受権証券

b.国債証券

c.地方債証券

d.特別の法律により法人の発行する債券

e.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

i.特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

j.コマーシャル・ペーパー

k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券

l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの

m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

n.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

r.外国法人が発行する譲渡性預金証書

s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

t.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

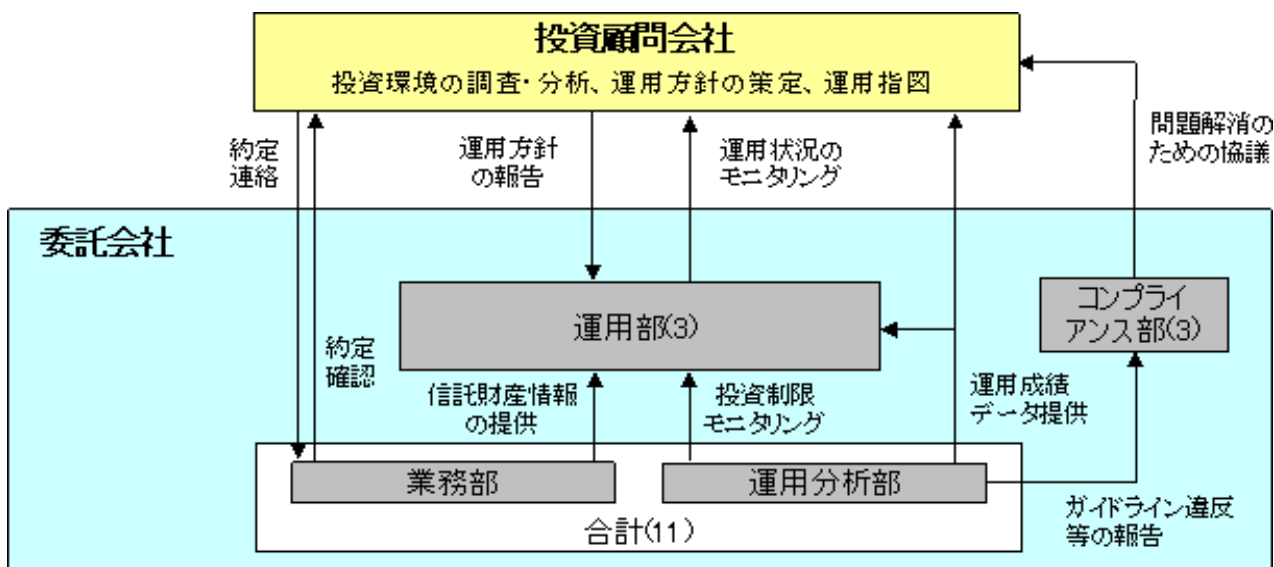
なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第21条第2項）

(3)【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドが行います。

■ファンドの運用体制



(注) () は平成22年7月末現在の各部署に属する人数（業務部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

- ①委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。
- ②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。
- ③委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。
- ④委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。
- ⑤委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に係る各部門の責任者で構成され、議事内容は取

締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

- ⑥上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

①運用体制

- a. マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティール・リミテッド」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。
- b. 当ファンドの運用チームは、ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、トレーダー等で構成されています。同チームは、グループ内の運用担当者等との連携を図りつつ、公社債運用に関する投資方針の策定を行うとともに、投資方針に基づく個別ポートフォリオの運用・管理を行っています。

②リスク管理体制

- a. ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。
- b. 運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、今後、変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

- ①毎決算時（原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行います。
- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
 - b. 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定し、毎月の分配を目指します。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益をも源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
 - c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ます。

d.自動けいぞく投資コースを選択した受益者の分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a.配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

b.売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

c.上記a.におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る利子等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

①株式への投資制限（約款「運用の基本方針」、第21条第3項、第24条第1項）

a.委託会社は、信託財産に属する株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

②投資する株式等の範囲（約款第23条）

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。）及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限（約款「運用の基本方針」、第21条第4項、第24条第2項）

a.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限（約款「運用の基本方針」、第21条第5項）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」、第29条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

⑦国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。（約款「運用の基本方針」）

⑧信用取引の指図範囲（約款第25条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ)信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

(ロ)株式分割により取得する株券

(ハ)有償増資により取得する株券

(ニ)売出しにより取得する株券

(ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図（約款第26条）

a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に、信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金のうち、信託財産に属するとみなした額（信

託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金並びに約款第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本⑨で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑨で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

(ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第21条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑨で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩スワップ取引の運用指図（約款第27条）

- a. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第28条）

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本d.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 上記c.及びd.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- f. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- g. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第30条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債

を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売りの指図範囲（約款第31条）

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑭公社債の借入れ（約款第32条）

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮資金の借入れ（約款第41条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c.上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約の指図（約款第34条）

a.委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得

た額をいいます。

⑱受託会社による資金の立替え（約款第43条）

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑲同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

⑳デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（参考）

「LM・豪ドル債券マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

①基本方針

マザーファンドは、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

②運用方法

a.投資対象

主として豪ドル建の公社債を主要投資対象とします。

b.投資態度

(イ) UBSオーストラリア債券インデックス（為替ヘッジなし、円換算ベース）を参考指標として運用を行います。

(ロ) 豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA-／A3以上の格付を付与されたものとします。

(ハ) デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。

(ニ) シナリオ・ディペンデント・オペティマイゼーション（SDO）を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

(ホ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

(ヘ) 国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。

(ト) スワップ取引を行うことができます。

(チ) 金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(リ) 当初設定並びに償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、急激な市況動向が発生もしくは予想されるとき、並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヌ)ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに、運用の指図に係る権限を委託します。

(2)投資対象

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第12条）

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券（ただし、株式・新株引受権証券・新株予約権証券等の出資証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債及び投資信託受益証券のうち株式投資信託に該当するものを除きます。）

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利（(イ)に該当するものに限り、(2)から(8)までにおいて同じ。）

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

(6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

(7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

(8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第13条第1項）

a.国債証券

b.地方債証券

c.特別の法律により法人の発行する債券

d.社債券（転換社債及び新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券並びに新株予約権付社債を除きます。）

e.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

f.コマーシャル・ペーパー

- g.外国または外国の者の発行する証券で、上記a.からf.までの証券の性質を有するもの
 - h.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - i.外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - j.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - k.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - l.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - m.外国の者に対する権利で上記l.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記a.からe.までの証券及びg.の証券のうちa.からe.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第13条第2項）

(3)投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる法令及び約款等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

- ①外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ②国債、州政府債、またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として一発行体の発行する証券の保有は、純資産総額の10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期並びに大量解約の場合等は除くものとします。（約款「運用の基本方針」）
- ③先物取引等の運用指図（約款第16条）
 - a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - (イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
 - (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。
 - (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本③で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 - b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
 - (イ)先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - (ロ)先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - (ハ)コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本③で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回

らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに預金及びコール・ローンで運用している額（以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本③で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

④スワップ取引の運用指図（約款第17条）

- a. 委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第18条）

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f. 委託会社は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b.に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 上記a.の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑦公社債の空売りの指図範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑧公社債の借入れ（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩外国為替予約の指図（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。
- b. 上記a.の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

慎重な投資の判断を行うために、当ファンドの取得申込者には、当ファンドの投資目的及びリスクの認識が

求められます。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。

①為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

②金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑤期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

⑥デリバティブ活用リスク

ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(2)留意点

①解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

②ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、毎月の収益分配を目指しますが、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

③当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

④ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

⑤ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部及び社内には設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に2.625%（税抜2.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

※申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、各販売会社の純資産残高に応じ、下記の通りとします。

販売会社毎の純資産残高	内 訳		
	委託会社	販売会社	受託会社
200億円未満の部分	0.6300% (税抜0.60%)	0.6405% (税抜0.61%)	0.0420% (税抜0.04%)
200億円以上400億円未満の部分	0.6090% (税抜0.58%)	0.6615% (税抜0.63%)	
400億円以上600億円未満の部分	0.5880% (税抜0.56%)	0.6825% (税抜0.65%)	
600億円以上1,000億円未満の部分	0.5670% (税抜0.54%)	0.7035% (税抜0.67%)	
1,000億円以上の部分	0.5355% (税抜0.51%)	0.7350% (税抜0.70%)	

投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける信託報酬から支払いますので、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

- a. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料*
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用

d.借入金の利息

e.信託財産に関する租税

f.受託会社の立替えた立替金の利息

g.信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

＊当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

- ②上記①のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、発生の日、あるいは毎計算期末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。
- ③上記①のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。
- ④当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。
- a.組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- b.先物取引・オプション取引等に要する費用
- c.外貨建資産の保管等に要する費用
- d.信託財産に関する租税
- e.受託会社の立替えた立替金の利息
- f.信託事務等に要する諸費用
- ⑤上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産中から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④のd.からf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。
- ⑥上記①のa.からf.までに掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。また、当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

①個人の受益者に対する課税

収益分配時	・収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 - 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） - 平成24年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
-------	---

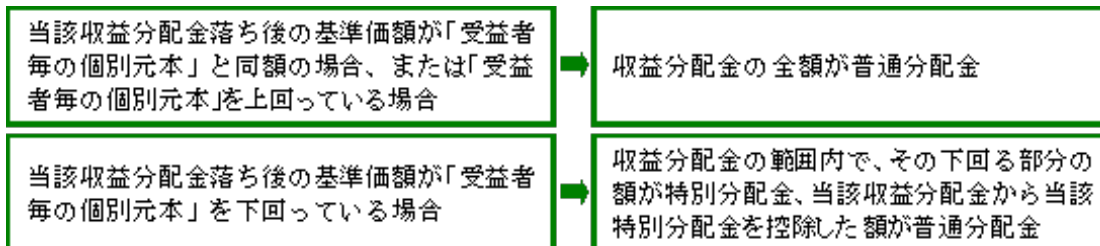
一部解約時 償還時	- 一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）[*]が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。なお、適用される税率は、次の通りとなります。 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） 平成24年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税5%） [*]解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額 - 特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。
--------------	---

※1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本^{*2}から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜受益者が収益分配金を受取る際＞



※2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成24年1月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

③配当控除・益金不算入制度

配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注）上記は、平成22年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

平成22年7月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	142,785,771,008	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△91,632,995	△0.06
合計（純資産総額）		142,694,138,013	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考情報>

LM・豪ドル債券マザーファンド

平成22年7月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	オーストラリア	13,706,128,443	7.75
地方債証券	カナダ	842,532,436	0.48
	オーストラリア	58,449,534,294	33.06
	小計	59,292,066,730	33.54
特殊債券	ドイツ	5,760,873,747	3.26
	フランス	2,678,294,423	1.52
	オーストラリア	1,435,432,505	0.81
	ノルウェー	1,737,947,519	0.98
	国際機関	12,566,656,195	7.11
	小計	24,179,204,389	13.68
社債券	アメリカ	8,468,308,979	4.79
	ドイツ	780,301,559	0.44
	オーストラリア	55,779,211,351	31.57
	イギリス	2,545,396,301	1.44
	スイス	548,482,233	0.31
	ニュージーランド	1,351,346,246	0.76
	オランダ	2,428,161,377	1.37
	ケイマン諸島	1,285,548,494	0.73
	小計	73,186,756,540	41.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,390,493,729	3.62
合計（純資産総額）		176,754,649,831	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建／売建	時価合計（円）	投資比率（%）
債券先物	AU 10YR 1009	SFE	買建	2,576,162,210	1.46
	AU 3YR 1009	SFE	売建	11,416,141,774	△6.46

(2)【投資資産】

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成22年7月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・豪ドル債券マザー ファンド	99,495,345,975	1.4315	142,427,587,764	1.4351	142,785,771,008	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成22年7月末現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

LM・豪ドル債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

a.上位30銘柄

平成22年7月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	71,600,000.00	8,014.14 5,738,130,812	8,016.95 5,740,142,114	6.000000	2013/8/14	3.25
2	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	54,000,000.00	8,020.62 4,331,137,861	8,036.85 4,339,902,191	6.000000	2015/10/14	2.46
3	オーストラリア	地方債証券	VICTORIA TREASURY	54,000,000.00	8,029.44 4,335,899,252	8,006.42 4,323,469,073	6.250000	2012/10/15	2.45
4	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY	52,100,000.00	7,965.84 4,150,207,125	7,943.45 4,138,539,534	6.000000	2012/5/1	2.34
5	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	49,000,000.00	7,992.37 3,916,265,616	8,017.66 3,928,653,659	6.000000	2017/9/14	2.22
6	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	47,000,000.00	7,317.26 3,439,113,727	7,358.46 3,458,477,652	4.500000	2020/4/15	1.96
7	オーストラリア	地方債証券	WEST AUSTRALIA TREASURY	37,000,000.00	8,443.23 3,123,997,375	8,484.20 3,139,154,703	7.000000	2019/10/15	1.78
8	オーストラリア	社債券	COM BK AUSTRALIA	36,500,000.00	7,887.03 2,878,768,983	7,905.37 2,885,462,006	5.750000	2013/12/17	1.63
9	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	34,500,000.00	8,099.51 2,794,332,330	8,143.67 2,809,569,248	6.250000	2019/6/14	1.59
10	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	35,500,000.00	7,887.03 2,799,898,600	7,904.98 2,806,269,749	5.750000	2013/12/19	1.59
11	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREAS CORP	35,000,000.00	7,811.81 2,734,136,086	7,824.69 2,738,642,319	5.500000	2017/3/1	1.55
12	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	31,500,000.00	8,051.29 2,536,156,809	8,079.38 2,545,005,411	5.750000	2021/5/15	1.44
13	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	25,000,000.00	7,874.63 1,968,657,885	7,877.12 1,969,282,125	6.000000	2011/6/21	1.11
14	オーストラリア	地方債証券	WEST AUSTRALIA TREASURY	24,000,000.00	7,949.54 1,907,889,681	7,918.25 1,900,380,074	7.000000	2011/4/15	1.08
15	ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH,RENTENBANK	24,000,000.00	7,742.52 1,858,206,420	7,791.29 1,869,910,920	5.750000	2015/1/21	1.06
16	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	23,000,000.00	7,908.10 1,818,864,474	7,884.46 1,813,426,563	6.000000	2011/6/14	1.03
17	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREAS CORP	22,000,000.00	7,864.45 1,730,180,258	7,864.64 1,730,221,614	5.250000	2013/5/1	0.98
18	オーストラリア	地方債証券	SOUTH AUST GOVT FIN	20,000,000.00	7,883.60 1,576,720,998	7,897.72 1,579,545,684	5.750000	2015/4/20	0.89
19	国際機関	特殊債券	EUROFIMA	20,000,000.00	7,724.34 1,544,869,152	7,824.45 1,564,891,650	6.250000	2018/12/28	0.89
20	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK	19,500,000.00	7,926.46 1,545,660,766	7,960.38 1,552,275,369	6.000000	2013/8/14	0.88
21	オーストラリア	社債券	AUST & NZ BANK	19,500,000.00	7,751.11 1,511,466,459	7,774.51 1,516,031,214	5.250000	2014/1/16	0.86
22	オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY	19,000,000.00	7,885.55 1,498,255,590	7,859.41 1,493,288,981	7.000000	2010/12/1	0.84
23	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	18,000,000.00	8,186.23 1,473,521,641	8,200.95 1,476,171,540	6.250000	2014/6/15	0.84
24	国際機関	特殊債券	INTERAMER DEV BANK	18,000,000.00	8,062.91 1,451,325,227	8,149.84 1,466,971,803	6.500000	2019/8/20	0.83
25	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	18,000,000.00	7,988.94 1,438,010,188	7,994.09 1,438,937,184	6.500000	2012/4/23	0.81
26	アメリカ	社債券	COUNTRYWIDE FINANCIAL	18,000,000.00	7,783.33 1,401,000,559	7,802.45 1,404,441,682	6.250000	2010/12/16	0.79
27	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	16,700,000.00	8,232.78 1,374,875,803	8,255.26 1,378,628,733	6.250000	2015/4/15	0.78
28	オーストラリア	社債券	BARCLAYS BANK PLC AUST	17,500,000.00	7,854.49 1,374,537,465	7,872.05 1,377,609,896	6.750000	2012/8/13	0.78
29	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIA GOVT	17,500,000.00	7,849.38 1,373,641,680	7,830.38 1,370,317,992	5.250000	2019/3/15	0.78

30	ニュージーランド	社債券	KIWI BANK LTD	17,000,000.00	7,938.27 1,349,506,377	7,949.09 1,351,346,246	6.250000	2014/10/20	0.76
----	----------	-----	---------------	---------------	---------------------------	---------------------------	----------	------------	------

(注1) 変動利付債券は平成22年7月末現在の利率です。

(注2) 平成22年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成22年7月末現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	7.75
地方債証券	33.54
特殊債券	13.68
社債券	41.41
合計	96.38

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

平成22年7月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買 区分	数量	通貨	帳簿価額 単価	帳簿価額	評価額 単価	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券 先物	オーストラリア	SFE	AU 10YR 1009	買建	312	オーストラリアドル	105.17	32,812,457.41	105.82	33,015,022.56	2,576,162,210	1.46
	オーストラリア	SFE	AU 3YR 1009	売建	1,413	オーストラリアドル	103.35	146,032,985.49	103.54	146,304,521.01	11,416,141,774	△6.46

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 評価額は、平成22年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間 (平成15年12月10日)	38,044,960,830	38,500,170,295	9,567	9,753
第2特定期間 (平成16年6月10日)	77,240,762,945	78,781,685,631	9,171	9,415
第3特定期間 (平成16年12月10日)	113,689,859,743	116,276,116,645	9,664	9,904
第4特定期間 (平成17年6月10日)	140,223,110,690	143,421,909,774	10,079	10,319
第5特定期間 (平成17年12月12日)	143,428,848,469	146,825,405,309	11,002	11,257
第6特定期間 (平成18年6月12日)	126,041,614,027	129,452,874,388	10,232	10,502
第7特定期間 (平成18年12月11日)	125,997,083,140	129,218,005,840	10,879	11,149
第8特定期間 (平成19年6月11日)	124,445,236,897	127,722,945,061	11,928	12,229
第9特定期間 (平成19年12月10日)	109,806,031,484	113,261,333,033	11,175	11,521
第10特定期間 (平成20年6月10日)	109,832,456,502	113,357,758,452	11,261	11,622
第11特定期間 (平成20年12月10日)	67,395,560,175	71,324,562,099	7,110	7,520
第12特定期間 (平成21年6月10日)	90,446,969,184	94,660,273,813	8,461	8,881
第13特定期間 (平成21年12月10日)	121,489,255,382	126,781,157,201	8,693	9,113
第14特定期間 (平成22年6月10日)	133,396,857,781	139,933,348,883	8,052	8,472
平成21年7月末	99,575,465,816	—	8,613	—
8月末	102,750,909,685	—	8,542	—
9月末	110,598,356,620	—	8,650	—
10月末	120,558,875,554	—	9,059	—
11月末	118,586,393,774	—	8,642	—
12月末	126,367,449,750	—	8,832	—
平成22年1月末	127,539,177,181	—	8,633	—
2月末	130,507,985,950	—	8,574	—
3月末	142,600,135,342	—	9,077	—
4月末	148,967,418,027	—	9,300	—
5月末	135,925,652,874	—	8,276	—
6月末	135,062,374,715	—	8,051	—
7月末	142,694,138,013	—	8,315	—

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期間	分配金（円）
第1特定期間（自 平成15年 6月30日 至 平成15年12月10日）	186
第2特定期間（自 平成15年12月11日 至 平成16年 6月10日）	244
第3特定期間（自 平成16年 6月11日 至 平成16年12月10日）	240
第4特定期間（自 平成16年12月11日 至 平成17年 6月10日）	240
第5特定期間（自 平成17年 6月11日 至 平成17年12月12日）	255
第6特定期間（自 平成17年12月13日 至 平成18年 6月12日）	270
第7特定期間（自 平成18年 6月13日 至 平成18年12月11日）	270
第8特定期間（自 平成18年12月12日 至 平成19年 6月11日）	301
第9特定期間（自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日）	346
第10特定期間（自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日）	361
第11特定期間（自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日）	410
第12特定期間（自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日）	420
第13特定期間（自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日）	420
第14特定期間（自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日）	420

(注) 分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

③【収益率の推移】

期間	収益率（%）
第1特定期間（自 平成15年 6月30日 至 平成15年12月10日）	△2.47
第2特定期間（自 平成15年12月11日 至 平成16年 6月10日）	△1.59
第3特定期間（自 平成16年 6月11日 至 平成16年12月10日）	7.99
第4特定期間（自 平成16年12月11日 至 平成17年 6月10日）	6.78
第5特定期間（自 平成17年 6月11日 至 平成17年12月12日）	11.69
第6特定期間（自 平成17年12月13日 至 平成18年 6月12日）	△4.54
第7特定期間（自 平成18年 6月13日 至 平成18年12月11日）	8.96
第8特定期間（自 平成18年12月12日 至 平成19年 6月11日）	12.41
第9特定期間（自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月10日）	△3.41
第10特定期間（自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日）	4.00
第11特定期間（自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日）	△33.22
第12特定期間（自 平成20年12月11日 至 平成21年 6月10日）	24.91
第13特定期間（自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日）	7.71
第14特定期間（自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日）	△2.54

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

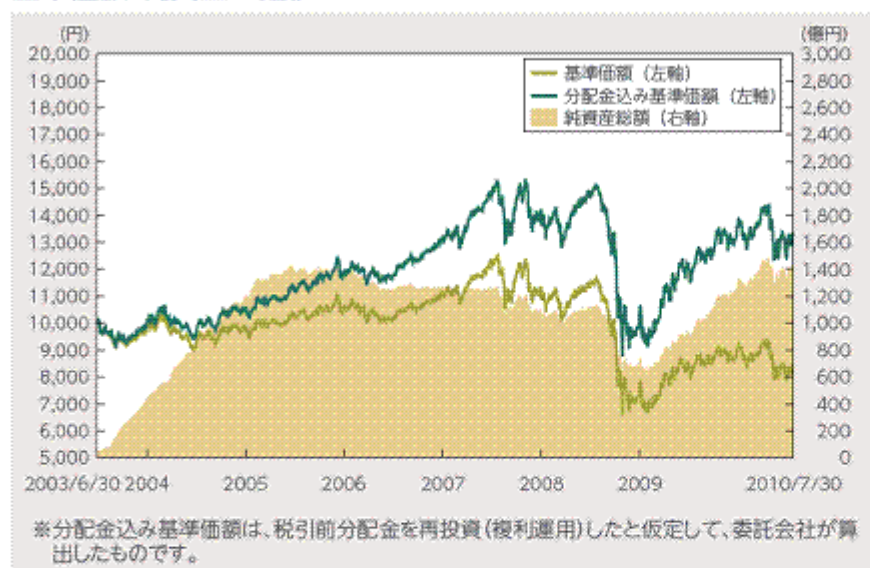
期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	40,193,767,186	428,034,825
第2特定期間	49,402,486,402	4,942,943,621
第3特定期間	38,901,173,505	5,489,396,611
第4特定期間	30,824,369,509	9,340,089,904
第5特定期間	10,840,677,565	19,599,055,097
第6特定期間	4,740,802,812	11,922,596,406
第7特定期間	2,231,774,091	9,596,882,281
第8特定期間	1,228,220,888	12,714,296,887
第9特定期間	1,584,067,042	7,652,246,123
第10特定期間	3,068,020,085	3,797,532,345
第11特定期間	4,572,713,275	7,317,123,356
第12特定期間	15,431,363,520	3,324,144,352
第13特定期間	37,045,408,708	4,187,970,372
第14特定期間	31,459,782,232	5,535,838,920

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

<参考情報>

基準日:2010年7月30日

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
8,315円	1,427億円

分配の推移

2010年3月	70円
2010年4月	70円
2010年5月	70円
2010年6月	70円
2010年7月	70円
直近1年間累計	840円
設定来累計	4,453円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・豪ドル債券マザーファンド)

■種類別組入比率

種類	比率(%)
国債証券	7.75
地方債証券	33.54
特殊債券	13.68
社債券	41.41
現金・預金・その他の資産	3.62

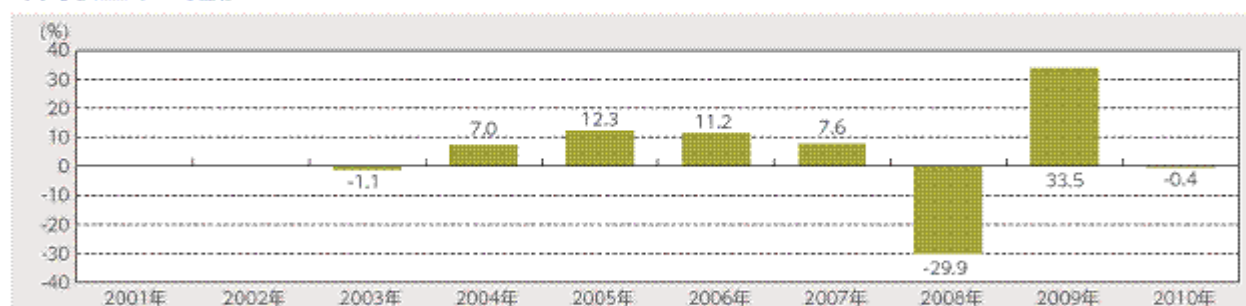
■組入上位銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.000	2013年 8 月14日	3.25
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.000	2015年10月14日	2.46
VICTORIA TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.250	2012年10月15日	2.45
NEW S WALES TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.000	2012年 5 月 1 日	2.34
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.000	2017年 9 月14日	2.22
AUSTRALIA GOVT	オーストラリア	国債証券	4.500	2020年 4 月15日	1.96
WEST AUSTRALIA TREASURY	オーストラリア	地方債証券	7.000	2019年10月15日	1.78
COM BK AUSTRALIA	オーストラリア	社債券	5.750	2013年12月17日	1.63
QUEENSLAND TREASURY	オーストラリア	地方債証券	6.250	2019年 6 月14日	1.59
NATIONAL AUSTRALIA BANK	オーストラリア	社債券	5.750	2013年12月19日	1.59

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※当ファンドにおける上記マザーファンド受益証券の組入比率は100.06%です。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資（複利運用）したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2003年は設定日(2003年6月30日)から年末までの収益率、2010年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

- (2)取得申込みの受付は、継続申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

※1 シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

※2 原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- (3)当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

※販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- (4)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記

- (1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5)申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6)申込手数料は、上記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

2【換金（解約）手続等】

- (1)一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。
- ※1 シドニー先物取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受け付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- ※2 原則として、午後3時まで一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。
- なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。
- (注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。
- (注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- (2)一部解約請求の単位（換金単位）は、1口単位です。
- (3)一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。
- (4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありせん。
- (5)一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口あたりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
先物取引	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
--------	--

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

②追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合わせ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：オー毎月）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

④運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年6月及び12月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年6月及び12月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限です。ただし、下記(5)の①のa.及びb.、②のa.、③のa.並びに⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

①原則として、毎月11日から翌月の10日までとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、マザーファンドを投資対象とする全ての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合、または当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、

受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- c. 委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託者の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の解約または上記⑥に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記①のd. または上記⑥のc. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑧公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することができます。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または契約を解約することができます。

⑩信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑪当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

4 【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

- a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
- c. 上記b. にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。

b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払われます。

c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

⑤異議申立を行った受益者の買取請求権

上記④に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成21年6月11日から平成21年12月10日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づき作成しており、当特定期間（平成21年12月11日から平成22年6月10日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前特定期間（平成21年6月11日から平成21年12月10日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間（平成21年12月11日から平成22年6月10日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成21年6月11日から平成21年12月10日まで）及び当特定期間（平成21年12月11日から平成22年6月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 LM・オーストラリア毎月分配型ファンド
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年12月10日現在)	当期 (平成22年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	122,590,727,883	134,709,104,168
未収入金	42,954,242	49,890,040
流動資産合計	122,633,682,125	134,758,994,208
資産合計	122,633,682,125	134,758,994,208
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	970,403,430	1,159,735,330
未払解約金	42,954,242	49,890,040
未払受託者報酬	4,170,363	4,856,360
未払委託者報酬	126,153,508	146,904,881
その他未払費用	745,200	749,816
流動負債合計	1,144,426,743	1,362,136,427
負債合計	1,144,426,743	1,362,136,427
純資産の部		
元本等		
元本	139,752,532,408	165,676,475,720
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,263,277,026	△32,279,617,939
（分配準備積立金）	13,851,275,306	10,417,706,511
純資産合計	121,489,255,382	133,396,857,781
負債純資産合計	122,633,682,125	134,758,994,208

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	当期 (自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	8,674,688,318	△3,345,441,590
営業収益合計	8,674,688,318	△3,345,441,590
営業費用		
受託者報酬	22,430,248	28,237,906
委託者報酬	678,515,027	854,196,649
その他費用	4,158,991	4,434,949
営業費用合計	705,104,266	886,869,504
営業利益又は営業損失（△）	7,969,584,052	△4,232,311,094
経常利益又は経常損失（△）	7,969,584,052	△4,232,311,094
当期純利益又は当期純損失（△）	7,969,584,052	△4,232,311,094
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,485,861	△30,708,016
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△16,448,124,888	△18,263,277,026
剰余金増加額又は欠損金減少額	566,903,383	616,293,733
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	566,903,383	616,293,733
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,072,658,767	3,894,540,466
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,072,658,767	3,894,540,466
分配金	5,267,494,945	6,536,491,102
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,263,277,026	△32,279,617,939

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	当期 (自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成21年12月10日現在)	当期 (平成22年6月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	139,752,532,408口	165,676,475,720口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は、18,263,277,026円で あります。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は、32,279,617,939円で あります。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの 純資産の額		
一口当たり純資産額	0.8693円	0.8052円
(一万口当たり純資産額)	(8,693円)	(8,052円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	当期 (自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
	(平成21年6月11日から 平成21年7月10日までの 計算期間)	(平成21年12月11日から 平成22年 1月12日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	352,006,195円	685,733,163円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	14,874,239,008円	24,459,905,766円
分配準備積立金額	16,768,585,295円	13,789,334,403円
当ファンドの分配対象収益額	31,994,830,498円	38,934,973,332円
当ファンドの期末残存口数	111,886,715,594口	145,136,793,614口
1万口当たり収益分配対象額	2,859.57円	2,682.64円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	783,207,009円	1,015,957,555円
外国税控除額	747,461円	－円
	(平成21年7月11日から 平成21年8月10日までの 計算期間)	(平成22年1月13日から 平成22年2月10日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	497,140,263円	457,226,972円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	16,416,976,837円	25,825,910,225円
分配準備積立金額	16,250,926,661円	13,402,789,922円
当ファンドの分配対象収益額	33,165,043,761円	39,685,927,119円
当ファンドの期末残存口数	117,057,194,977口	150,112,386,367口
1万口当たり収益分配対象額	2,833.22円	2,643.74円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	819,400,364円	1,050,786,704円
外国税控除額	3,333,882円	－円
	(平成21年8月11日から 平成21年9月10日までの 計算期間)	(平成22年2月11日から 平成22年3月10日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	403,416,249円	582,922,075円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	18,058,147,424円	26,772,973,199円
分配準備積立金額	15,829,326,232円	12,754,718,079円
当ファンドの分配対象収益額	34,290,889,905円	40,110,613,353円
当ファンドの期末残存口数	122,577,901,598口	153,551,205,633口
1万口当たり収益分配対象額	2,797.46円	2,612.18円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	858,045,311円	1,074,858,439円
外国税控除額	4,174,318円	－円
	(平成21年 9月11日から 平成21年10月13日までの 計算期間)	(平成22年3月11日から 平成22年4月12日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	552,864,700円	764,477,192円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	20,234,778,418円	28,142,777,643円
分配準備積立金額	15,317,128,691円	12,149,052,912円

当ファンドの分配対象収益額	36,104,771,809円	41,056,307,747円
当ファンドの期末残存口数	130,266,900,056口	158,431,408,917口
1万口当たり収益分配対象額	2,771.59円	2,591.41円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	911,868,300円	1,109,019,862円
外国税控除額	491,197円	－円
	(平成21年10月14日から 平成21年11月10日まで の計算期間)	(平成22年4月13日から 平成22年5月10日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	514,380,967円	525,184,840円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	21,462,672,696円	28,852,297,359円
分配準備積立金額	14,869,707,232円	11,719,677,737円
当ファンドの分配対象収益額	36,846,760,895円	41,097,159,936円
当ファンドの期末残存口数	134,444,729,911口	160,876,173,150口
1万口当たり収益分配対象額	2,740.65円	2,554.58円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	941,113,109円	1,126,133,212円
外国税控除額	7,795,720円	－円
	(平成21年11月11日から 平成21年12月10日まで の計算期間)	(平成22年5月11日から 平成22年6月10日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	445,265,536円	528,847,984円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	22,965,983,931円	30,128,078,234円
分配準備積立金額	14,376,413,200円	11,048,593,857円
当ファンドの分配対象収益額	37,787,662,667円	41,705,520,075円
当ファンドの期末残存口数	139,752,532,408口	165,676,475,720口
1万口当たり収益分配対象額	2,703.89円	2,517.27円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	978,267,726円	1,159,735,330円
外国税控除額	7,864,296円	－円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	当期 (自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	—	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	当期 (自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	—	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	—	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	当期 (自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
期首元本額	106,895,094,072円	139,752,532,408円
期中追加設定元本額	37,045,408,708円	31,459,782,232円
期中解約元本額	4,187,970,372円	5,535,838,920円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成21年12月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	122,590,727,883	△2,701,964,142
合計	122,590,727,883	△2,701,964,142

売買目的有価証券

種類	当期 (平成22年6月10日現在)
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△10,968,680,239
合計	△10,968,680,239

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託 受益証券	LM・豪ドル債券マ ザーファンド	97,934,644,979	134,709,104,168	
合計			97,934,644,979	134,709,104,168	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考情報>

当ファンドは「LM・豪ドル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・豪ドル債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・豪ドル債券マザーファンドの計算期間はLM・オーストラリア毎月分配型ファンドの計算期間とは異なり、毎年6月11日から12月10日まで、及び12月11日から翌年6月10日までであります。

LM・豪ドル債券マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年12月10日現在)	(平成22年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	885,962,658	1,999,147,137
コール・ローン	1,845,510,613	1,372,266,410
国債証券	8,982,831,407	12,035,375,594
地方債証券	50,622,479,704	55,682,101,784
特殊債券	22,278,492,723	22,480,106,743
社債券	69,581,590,808	71,585,143,333
派生商品評価勘定	16,650,344	26,570,682
未収利息	2,105,739,962	2,273,485,933
前払費用	106,641,323	93,645,815
差入委託証拠金	214,004,309	153,169,613
流動資産合計	156,639,903,851	167,701,013,044
資産合計	156,639,903,851	167,701,013,044
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,900,618	54,461,424
未払金	157,608,800	—
未払解約金	42,954,242	49,890,040
流動負債合計	206,463,660	104,351,464
負債合計	206,463,660	104,351,464
純資産の部		
元本等		
元本	111,218,694,277	121,842,302,197
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	45,214,745,914	45,754,359,383
純資産合計	156,433,440,191	167,596,661,580
負債純資産合計	156,639,903,851	167,701,013,044

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	(自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1.有価証券 の評価基 準及び評 価方法	(1)国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日まで は個別法）に基づき、法令及び社団法人投資 信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)外国譲渡性預金証書 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託 協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 同左
2.デリバ ティブ等 の評価基 準及び評 価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託 協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国におけ る貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の 仲値によって計算しております。	(1)先物取引 同左 (2)為替予約取引 同左
3.その他財 務諸表作 成のため の基本と なる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算 規則」（平成12年総理府令第133号）第60条 に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもっ て記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、 当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨 基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨 建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合 相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相 場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対す る円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨 建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨 基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする 計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年12月10日現在)	(平成22年6月10日現在)
1.本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該ファンドの受益権の 総数	111,218,694,277口	121,842,302,197口
2.本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該ファンドの一口当た り純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4065円 (14,065円)	1.3755円 (13,755円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	(自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	—	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券等の価格変動リスクの回避を目的として債券先物取引を、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクの回避を目的として為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	(自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	—	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	—	①国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動等

項目	(自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	(自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	92,487,502,961円	111,218,694,277円
同期中における追加設定元本額	26,735,525,413円	20,200,616,381円
同期中における解約元本額	8,004,334,097円	9,577,008,461円
元本の内訳		
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	87,160,133,582円	97,934,644,979円
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド（適格機関投資家専用）	24,058,560,695円	23,907,657,218円
計	111,218,694,277円	121,842,302,197円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成21年12月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	8,982,831,407	△6,675,329
地方債証券	50,622,479,704	137,284,016
特殊債券	22,278,492,723	54,322,337
社債券	69,581,590,808	1,883,142,100
合計	151,465,394,642	2,068,073,124

売買目的有価証券

種類	(平成22年6月10日現在)	
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	159,574,050	
地方債証券	785,472,237	
特殊債券	296,233,062	
社債券	1,086,075,044	
合計	2,327,354,393	

3 デリバティブ取引関係

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	(自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。	—
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の債券又は為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	—
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、債券関連では、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、また、通貨関連では、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	—
4.取引に係るリスクの内容	債券先物取引は、市場金利の変動によるリスク、為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクをそれぞれ有しております。	—
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	—
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	—

II 取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	(平成21年12月10日現在)				(平成22年6月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引	債券先物 取引								
	売建	6,780,528,064	—	6,769,778,338	10,749,726	9,685,113,264	—	9,733,866,539	△48,753,275
	買建	—	—	—	—	1,219,101,902	—	1,242,312,735	23,210,833
合計		6,780,528,064	—	6,769,778,338	10,749,726	10,904,215,166	—	10,976,179,274	△25,542,442

(注) 時価の算定方法

外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

通貨関連

(平成21年12月10日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	(平成22年6月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	オーストラリアドル	458,726,100	—	460,916,000	△2,189,900
	買建				
	オーストラリアドル	136,094,400	—	135,936,000	△158,400
合計		594,820,500	—	596,852,000	△2,348,300

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIA GOVT	12,000,000.00	12,028,440.00	
		AUSTRALIA GOVT	12,000,000.00	12,591,120.00	
		AUSTRALIA GOVT	15,000,000.00	15,744,600.00	
		AUSTRALIA GOVT	16,700,000.00	17,619,836.00	
		AUSTRALIA GOVT	14,520,000.00	15,211,732.80	
		AUSTRALIA GOVT	9,500,000.00	9,488,980.00	
		AUSTRALIA GOVT	47,000,000.00	44,074,250.00	
		AUSTRALIA GOVT	31,500,000.00	32,502,330.00	
	計 (邦貨換算額)		158,220,000.00	159,261,288.80	
				(12,035,375,594)	
	地方債証券	NEW S WALES TREAS CORP	17,000,000.00	17,140,420.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	35,000,000.00	35,039,550.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	15,000,000.00	15,372,000.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	1,000,000.00	1,010,630.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	10,000,000.00	10,253,300.00	
		NEW S WALES TREAS CORP	15,000,000.00	15,243,600.00	
		NEW S WALES TREASURY	19,000,000.00	19,201,020.00	
		NEW S WALES TREASURY	52,100,000.00	53,187,327.00	
		NEW S WALES TREASURY	14,300,000.00	14,471,600.00	
		NORTHERN TERRITORY TREAS	10,000,000.00	10,268,100.00	
		QUEBEC PROVINCE	11,000,000.00	10,772,718.00	
		QUEENSLAND TREASURY	25,000,000.00	25,334,750.00	
		QUEENSLAND TREASURY	23,000,000.00	23,309,810.00	
		QUEENSLAND TREASURY	18,000,000.00	18,531,180.00	
		QUEENSLAND TREASURY	71,600,000.00	73,537,496.00	
		QUEENSLAND TREASURY	54,000,000.00	55,506,060.00	
		QUEENSLAND TREASURY	49,000,000.00	50,189,230.00	
		QUEENSLAND TREASURY	34,500,000.00	35,811,000.00	
		QUEENSLAND TREASURY	11,500,000.00	11,712,865.00	
		QUEENSLAND TREASURY	8,200,000.00	8,332,184.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN	20,000,000.00	20,206,600.00	
		SOUTH AUST GOVT FIN AUTH	6,000,000.00	6,061,980.00	
		TASMANIAN PUBLIC FINANCE	7,000,000.00	7,267,400.00	
		TASMANIAN PUBLIC FINANCE	4,000,000.00	3,975,200.00	
		TREASURY CORP VICTORIA	10,000,000.00	9,783,100.00	
		TREASURY CORP VICTORIA	10,000,000.00	9,835,400.00	
		VICTORIA TREASURY	5,500,000.00	5,510,780.00	
		VICTORIA TREASURY	54,000,000.00	55,567,080.00	
		VICTORIA TREASURY	16,000,000.00	16,168,480.00	
		VICTORIA TREASURY	12,000,000.00	12,087,600.00	
		WEST AUSTRALIA TREASURY	24,000,000.00	24,450,720.00	
		WEST AUSTRALIA TREASURY	15,000,000.00	15,984,150.00	
		WEST AUSTRALIA TREASURY	5,000,000.00	5,668,950.00	
		WEST AUSTRALIA TREASURY	37,000,000.00	40,035,850.00	
	計 (邦貨換算額)		719,700,000.00	736,828,130.00	
				(55,682,101,784)	
	特殊債券	AFRICAN DEV BANK	1,000,000.00	1,001,620.00	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK	15,500,000.00	15,398,010.00	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK	5,000,000.00	5,078,800.00	
		CAISSE AMORT DET	12,000,000.00	12,585,000.00	
		COUNCIL OF EUROP	8,500,000.00	8,450,530.00	
		COUNCIL OF EUROP	16,000,000.00	16,015,040.00	
		CSCS 2006-1 A2	7,000,000.00	6,380,220.00	
		DEXIA MUNICIPAL AGENCY	5,000,000.00	4,994,000.00	
		DEXIA MUNICIPAL AGENCY	17,500,000.00	16,713,165.00	
		EUROFIMA	3,000,000.00	2,912,880.00	
		EUROFIMA	20,000,000.00	19,798,400.00	
		EUROFIMA	5,000,000.00	4,627,000.00	
		EUROPEAN INVT BK	17,000,000.00	17,274,720.00	

	EUROPEAN INVT BK	7,000,000.00	6,906,760.00
	EUROPEAN INVT BK	5,000,000.00	5,063,450.00
	EUROPEAN INVT BK	8,000,000.00	8,092,560.00
	EXPORT FIN & INS	3,000,000.00	3,002,280.00
	INTERAMER DEV BANK	5,000,000.00	4,975,050.00
	INTERAMER DEV BANK	18,000,000.00	18,599,580.00
	KFW	5,000,000.00	5,014,500.00
	KFW	6,000,000.00	5,966,220.00
	KFW	15,000,000.00	14,562,300.00
	KFW	9,000,000.00	8,901,990.00
	KFW	5,000,000.00	4,942,100.00
	KOMMUNAL BANKEN	8,000,000.00	8,134,224.00
	KOMMUNAL BANKEN	14,000,000.00	14,028,756.00
	LANDWIRTSCH,RENTENBANK	24,000,000.00	23,814,000.00
	MOF 2 A2	8,000,000.00	7,868,080.00
	NORDIC INV BANK	10,000,000.00	10,119,600.00
	NORDIC INV BANK	5,000,000.00	5,066,050.00
	RENTENBANK	10,000,000.00	10,065,000.00
	WBT 2004-1 A	1,137,309.48	1,122,069.53
計 (邦貨換算額) 社債券		298,637,309.48	297,473,954.53
			(22,480,106,743)
	AIRSERVICES AUST	6,000,000.00	5,906,874.00
	ALINTA NETWORKS HOLDINGS	10,750,000.00	10,746,775.00
	AMP FIN SERV	11,000,000.00	11,244,200.00
	AMP SHOPPING CENTRE FUND	10,500,000.00	10,476,270.00
	AMP WHOLESALE OFFICE FUN	8,500,000.00	8,738,731.00
	AUST & NZ BANK	19,500,000.00	19,370,325.00
	AUST & NZ BANKING	4,000,000.00	3,974,040.00
	AUST & NZ BANKING	10,000,000.00	10,147,200.00
	AUST & NZ BANKING	5,500,000.00	5,599,495.00
	AUST & NZ BANKING FRN	10,000,000.00	9,996,100.00
	AUST & NZ BANKING FRN	11,000,000.00	10,975,030.00
	AUSTRALIAN PRIME PROPERT	7,500,000.00	7,553,152.50
	BANK OF SCOTLAND HBOS	2,650,000.00	2,553,089.50
	BARCLAYS BANK PLC AUST	17,500,000.00	17,615,500.00
	BK OF QUEENSLAND	14,500,000.00	14,548,285.00
	BK OF QUEENSLAND	5,000,000.00	5,005,000.00
	BNP PARIBAS/AUSTRALIA	9,000,000.00	8,984,430.00
	BNP PARIBAS/AUSTRALIA	5,000,000.00	4,988,650.00
	CATERPILLAR FIN AUSTRALI	8,500,000.00	8,563,070.00
	CFS GANDEL RETAIL TRUST	17,500,000.00	17,116,925.00
	CFS RETAIL PROP	2,500,000.00	2,501,450.00
	CITIGROUP INC	10,000,000.00	9,928,790.00
	CITIGROUP INC	5,000,000.00	4,511,885.00
	CITIGROUP PTY LTD	5,000,000.00	5,017,950.00
	CITIGROUP PTY LTD	3,000,000.00	3,006,720.00
	COLONIAL FINANCE LTD	15,500,000.00	15,717,387.50
	COM BK AUSTRALIA	2,000,000.00	2,029,440.00
	COM BK AUSTRALIA	10,000,000.00	10,057,000.00
	COM BK AUSTRALIA	36,500,000.00	36,893,105.00
	COM BK AUSTRALIA	5,000,000.00	4,839,900.00
	COM BK AUSTRALIA	5,000,000.00	5,036,500.00
	COM BK AUSTRALIA	7,000,000.00	6,957,769.00
	COMMONWEALTH BANK FRN	7,500,000.00	7,413,712.50
	COMMONWEALTH PROP FUND	2,700,000.00	2,694,033.00
	COUNTRYWIDE FINANCIAL	18,000,000.00	17,954,640.00
	CREDIT SUISSE	7,000,000.00	6,986,280.00
	DEUTSCHE BANK LDN FRN	16,500,000.00	15,406,908.00
	GE CAP AUSTRALIA FUNDING	15,000,000.00	14,181,600.00
	GOLDMAN SACHS	2,000,000.00	1,994,880.00
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	8,500,000.00	8,475,520.00
	HBOS PLC	5,000,000.00	4,976,800.00
	HSBC BANK PLC	12,000,000.00	12,127,680.00
	HYPOREAL INTL AG	8,000,000.00	7,948,800.00
	ING BANK AUSTRALIA	5,500,000.00	5,500,550.00
	ING BANK AUSTRALIA	5,000,000.00	4,901,950.00
	ING BANK AUSTRALIA	17,000,000.00	17,060,350.00
	ING BANK AUSTRALIA	8,000,000.00	8,005,840.00
	INVESTEC BANK AU LTD	14,000,000.00	13,818,840.00
	INVESTEC BANK AU LTD	5,000,000.00	4,875,500.00
	INVESTEC BANK AU LTD	6,000,000.00	6,093,900.00

		JP MORGAN CHASE	3,000,000.00	3,052,020.00	
		JP MORGAN CHASE	11,000,000.00	11,012,430.00	
		KIWBANK LTD	17,000,000.00	17,294,712.00	
		MACQUARIE BANK FRN	10,500,000.00	9,962,347.50	
		MACQUARIE BANK LTD	13,500,000.00	13,227,705.00	
		MEMBERS EQUITY BANK	7,000,000.00	7,035,350.00	
		MEMBERS EQUITY BANK	6,000,000.00	5,972,880.00	
		MERRILL LYNCH & CO	6,000,000.00	5,959,302.00	
		MERRILL LYNCH & CO	6,000,000.00	5,833,560.00	
		MONUMENTAL GLOBAL FDG	16,800,000.00	16,435,860.00	
		MORGAN STANLEY	12,000,000.00	11,995,320.00	
		MORGAN STANLEY	10,000,000.00	9,785,100.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	6,000,000.00	6,363,480.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	35,500,000.00	35,882,335.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	9,000,000.00	9,141,840.00	
		NATIONAL CAPITL TRST III	12,000,000.00	10,074,024.00	
		NATIONAL WEALTH MANAGEME	2,000,000.00	1,988,520.00	
		NATIONAL WEALTH MANAGEME	4,000,000.00	4,043,380.00	
		NATIONAL WEALTH SUB	12,000,000.00	10,201,140.00	
		NATL AUSTRALIA BANK	5,000,000.00	4,967,450.00	
		NED WATERSCHAPBK	8,030,000.00	8,114,315.00	
		NED WATERSCHAPBK	6,000,000.00	5,869,140.00	
		RABOBANK CAP FD VI FRN	11,500,000.00	10,026,976.50	
		RABOBANK NEDERLAND(AUST)	15,000,000.00	14,704,650.00	
		RABOBANK NEDERLAND(AUST)	5,000,000.00	5,082,400.00	
		ROYAL BANK OF SCOTLAND	22,500,000.00	17,311,792.50	
		ROYAL WOMEN'S HOSPITAL	16,500,000.00	14,212,242.00	
		SPI AUSTRAL FIN PTY LTD	6,500,000.00	6,513,910.00	
		SPI ELECTRICITY & GAS	9,000,000.00	9,045,810.00	
		SPI ELECTRICITY & GAS	2,000,000.00	2,034,980.00	
		ST GEORGE BANK	5,000,000.00	5,027,350.00	
		ST GEORGE BANK FRN	10,000,000.00	9,995,700.00	
		ST GEORGE BANK FRN	7,000,000.00	7,560,280.00	
		STOCKLAND TRUST MGMNT	10,000,000.00	9,965,150.00	
		STOCKLAND TRUST MGMNT	3,000,000.00	2,917,026.00	
		STOCKLAND TRUST MGMNT	10,750,000.00	11,086,260.00	
		SUNCORP-METWAY	10,000,000.00	10,081,300.00	
		SUNCORP-METWAY INSURANCE	4,440,000.00	3,480,822.36	
		SUNCORP-METWAY LTD	15,000,000.00	14,628,600.00	
		TELSTRA CORP LTD	8,500,000.00	8,799,710.00	
		TELSTRA CORP LTD	10,000,000.00	10,031,200.00	
		VERO INSURANCE LTD FRN	10,000,000.00	7,777,700.00	
		WACHOVIA BANK NA	14,000,000.00	12,480,174.00	
		WELLS FARGO &CO	15,000,000.00	15,002,100.00	
		WESTFIELD MANAGEMENT LTD	10,000,000.00	9,993,800.00	
		WESTPAC BANKING	5,000,000.00	4,907,400.00	
		WESTPAC BANKING	12,000,000.00	11,709,600.00	
		WESTPAC BANKING	10,000,000.00	10,197,500.00	
		WESTPAC BANKING	8,000,000.00	7,951,280.00	
		WESTPAC BANKING FTF	10,500,000.00	10,487,295.00	
		WOOLWORTHS LTD	9,000,000.00	9,025,290.00	
	計		966,620,000.00	947,269,330.86	
	(邦貨換算額)			(71,585,143,333)	
オーストラリアドル計				2,140,832,704.19	
(邦貨換算額)				(161,782,727,454)	
合計				161,782,727,454	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(161,782,727,454)	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	国債証券 8銘柄	7.4%	100.0%
	地方債証券 34銘柄	34.4%	
	特殊債券 32銘柄	13.9%	
	社債券 101銘柄	44.3%	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「II 取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(2)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「II 取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

LM・オーストラリア毎月分配型ファンド

平成22年7月末現在

I 資産総額	142,881,549,322円
II 負債総額	187,411,309円
III 純資産総額(I - II)	142,694,138,013円
IV 発行済口数	171,600,888,224口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.8315円
(1万口当たり純資産額)	(8,315円)

<参考情報>

LM・豪ドル債券マザーファンド

平成22年7月末現在

I 資産総額	180,449,110,250円
II 負債総額	3,694,460,419円
III 純資産総額(I - II)	176,754,649,831円
IV 発行済口数	123,166,354,409口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.4351円
(1万口当たり純資産額)	(14,351円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

- ① 当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- ② 委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ④ 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ⑤ 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 受益権の譲渡に係る記載または記録

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成22年7月末現在）

- ①資本金の額 1,000百万円
- ②委託会社が発行する株式総数 100,000株
- ③発行済株式総数 78,270株
- ④主な資本金の額の増減

平成20年3月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

②運用の意思決定機構

委託会社において運用指図が行われる場合、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

- (1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。
- (2)平成22年7月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	34	1,023,131
合 計	34	1,023,131

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第11期事業年度 (平成21年3月31日)	第12期事業年度 (平成22年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	941,986	866,454
前払費用	30,919	32,747
未収入金 ※2	229,106	1,225
未収委託者報酬	239,638	374,364
未収運用受託報酬	317,926	823,249
その他未収収益	10,833	3,981
未収利息	93	160
流動資産計	1,770,504	2,102,183
固定資産		
有形固定資産 ※1	※1	※1
建物	321,321	300,254
器具備品	134,732	105,731
有形固定資産計	456,054	405,985
無形固定資産		
ソフトウェア	12,151	9,714
無形固定資産計	12,151	9,714
投資その他の資産		
投資有価証券	176,754	190,328
長期差入保証金	148,588	148,245
保険積立金	185,260	203,758
前払年金費用	98,962	96,053
投資その他の資産計	609,566	638,385
固定資産計	1,077,772	1,054,084
資産合計	2,848,277	3,156,268

(単位：千円)

	第11期事業年度 (平成21年3月31日)	第12期事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	14,107	11,217
未払金	116,462	549,715
未払手数料	106,282	171,948
未払消費税等	10,180	65,980
その他未払金	-	311,786
未払費用	※2 470,972	※2 517,125
未払法人税等	8,979	7,536
前受金	17,071	19,222
賞与引当金	110,495	-
流動負債計	738,089	1,104,816
固定負債		
退職給付引当金	184,754	157,575
役員退職慰労引当金	234,895	274,608
固定負債計	419,649	432,183
負債合計	1,157,738	1,537,000
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	464,132	392,862
利益剰余金計	464,132	392,862
株主資本合計	1,690,538	1,619,268
純資産合計	1,690,538	1,619,268
負債・純資産合計	2,848,277	3,156,268

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第11期事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,871,729	5,067,822
運用受託報酬	742,535	1,487,516
その他営業収益	75,110	44,943
営業収益計	5,689,375	6,600,283
営業費用		
支払手数料	2,203,176	2,364,485
広告宣伝費	66,762	12,679
公告費	1,411	673
調査費	1,724,326	2,443,651
調査費	68,020	52,036
委託調査費	1,655,516	2,390,921
図書費	788	693
委託計算費	69,483	85,731
営業雑経費	139,842	125,649
通信費	43,511	41,239
印刷費	89,435	78,854
協会費	5,898	5,264
諸会費	997	290
営業費用計	4,205,002	5,032,869
一般管理費		
給料	889,002	1,018,288
役員報酬	※1 77,942	※1 81,614
給料・手当	701,077	704,911
賞与引当金繰入額	109,983	-
賞与	-	231,761
交際費	7,034	3,598
旅費交通費	35,442	18,839
租税公課	18,409	12,806
不動産賃借料	216,615	213,288
退職給付費用	41,949	91,874
役員退職慰労引当金繰入額	21,723	39,712
固定資産減価償却費	53,652	54,062
諸経費	※3 246,070	※3 219,888
一般管理費計	1,529,898	1,672,359
営業利益又は営業損失（△）	△45,525	△104,946

(単位：千円)

	第11期事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		

受取利息	799	1,634
受取配当金	707	775
為替差益	-	35,048
その他	100	17
営業外収益計	1,607	37,476
営業外費用		
為替差損	2,637	-
投資有価証券売却損	141,802	-
営業外費用計	144,440	-
経常利益又は経常損失（△）	△188,359	△67,469
特別利益		
事業活動補助受入金	※3※4 643,511	-
特別利益計	643,511	-
特別損失		
投資有価証券評価損	7,163	-
特別損失計	7,163	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	447,987	△67,469
法人税、住民税及び事業税	※2 3,800 ※2	3,800
法人税等合計	3,800	3,800
当期純利益又は当期純損失（△）	444,187	△71,269

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第11期事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	226,405	226,405
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	226,405	226,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	19,944	464,132
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	444,187	△71,269
当期変動額合計	444,187	△71,269
当期末残高	464,132	392,862
株主資本合計		
前期末残高	1,246,350	1,690,538
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	444,187	△71,269
当期変動額合計	444,187	△71,269
当期末残高	1,690,538	1,619,268
純資産合計		
前期末残高	1,246,350	1,690,538
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	444,187	△71,269
当期変動額合計	444,187	△71,269
当期末残高	1,690,538	1,619,268

重要な会計方針

項 目	第11期事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)その他有価証券 時価のないもの 同 左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 為替予約取引 時価法	—
3.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 同 左
4.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額のうち当期末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1)— (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3)役員退職慰労引当金 同 左

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。	(1)消費税等の会計処理 同 左
---------------------------	---	---------------------

表示方法の変更

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「未収運用受託報酬」として計上しております。 前事業年度において「長期性預金」として表示しておりましたものは、当事業年度より「投資有価証券」、「保険積立金」に含めて表示しております。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「運用受託報酬」として計上しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

第11期事業年度 (平成21年3月31日)	第12期事業年度 (平成22年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 34,197千円 器具備品 50,607千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収入金 223,404千円 未払費用 1,048千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 55,265千円 器具備品 80,243千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 913千円

(損益計算書関係)

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内	※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内

※2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。 ※3 関係会社との取引 諸経費 3,953千円 事業活動補助受入金 643,511千円 ※4 事業活動補助受入金は当期の市場や事業環境の急激な変化を受けた結果、その影響を補うために事業活動の補助として親会社から受け入れたものであります。	※2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。 ※3 関係会社との取引 諸経費 8,161千円
--	--

（株主資本等変動計算書関係）

第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

（リース取引関係）

第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第12期事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
—	オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 175,792千円 1年超 14,649千円 合計 190,442千円

（金融商品関係）

第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。
 また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
 営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
 預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。
 また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	866,454	866,454	—
(2) 未収委託者報酬	374,364	374,364	—
(3) 未収運用受託報酬	823,249	823,249	—
(4) 投資有価証券	181,043	181,043	—
資産計	2,245,111	2,245,111	—
(1) その他未払金	311,786	311,786	—
(2) 未払手数料	171,948	171,948	—
(3) 未払費用	517,125	517,125	—
負債計	1,000,860	1,000,860	—

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	866,454	—
未収委託者報酬	374,364	—
未収運用受託報酬	823,249	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	162,320	18,722
合計	2,226,388	18,722

（有価証券関係）

第11期事業年度 (平成21年3月31日)	第12期事業年度 (平成22年3月31日)
1. 当事業年度中に売却したその他有価証券 （単位：千円） 売却額 275,411 売却益の合計額 - 売却損の合計額 141,802	1. —
2. 時価評価されていない有価証券 （単位：千円） (1) その他有価証券 ① 非上場株式（店頭売買株式を除く） 貸借対照表計上額 9,285 ② 金銭信託 貸借対照表計上額 167,469 (注) 上記非上場株式の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損7,163千円を計上しております。	2. —

	3.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 181,043千円 取得原価 181,043千円 差額 — (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。
--	--

（デリバティブ取引関係）

第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第12期事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1.取引の状況に関する事項 ①取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 ②取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 ③取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 ④取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 ⑤取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。 2.取引の時価等に関する事項 —	— —

（退職給付関係）

第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第12期事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）																								
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。 2.退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付債務</td><td>417,350千円</td></tr> <tr> <td>②年金資産</td><td>331,558千円</td></tr> <tr> <td>③未積立退職給付債務</td><td>85,792千円</td></tr> <tr> <td>④前払年金費用</td><td>98,962千円</td></tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金</td><td>184,754千円</td></tr> </table> 3.退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付費用</td><td>41,949千円</td></tr> </table>	①退職給付債務	417,350千円	②年金資産	331,558千円	③未積立退職給付債務	85,792千円	④前払年金費用	98,962千円	⑤退職給付引当金	184,754千円	①退職給付費用	41,949千円	1.採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と確定給付年金制度を併用しております。 2.退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付債務</td><td>448,943千円</td></tr> <tr> <td>②年金資産</td><td>387,421千円</td></tr> <tr> <td>③未積立退職給付債務</td><td>61,521千円</td></tr> <tr> <td>④前払年金費用</td><td>96,053千円</td></tr> <tr> <td>⑤退職給付引当金</td><td>157,575千円</td></tr> </table> 3.退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>①退職給付費用</td><td>91,874千円</td></tr> </table>	①退職給付債務	448,943千円	②年金資産	387,421千円	③未積立退職給付債務	61,521千円	④前払年金費用	96,053千円	⑤退職給付引当金	157,575千円	①退職給付費用	91,874千円
①退職給付債務	417,350千円																								
②年金資産	331,558千円																								
③未積立退職給付債務	85,792千円																								
④前払年金費用	98,962千円																								
⑤退職給付引当金	184,754千円																								
①退職給付費用	41,949千円																								
①退職給付債務	448,943千円																								
②年金資産	387,421千円																								
③未積立退職給付債務	61,521千円																								
④前払年金費用	96,053千円																								
⑤退職給付引当金	157,575千円																								
①退職給付費用	91,874千円																								

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ①割引率 1.3 % ②退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ①退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。
---	---

(ストック・オプション等関係)

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,953千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 8,161千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理しております。	2.ストック・オプション等の内容 同 左

(税効果会計関係)

第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第12期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1.繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円	1.繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金 1,048,362	税務上の繰越欠損金 336,027
賞与引当金 44,971	未払金 126,897
役員退職慰労引当金 95,602	役員退職慰労引当金 111,765
退職給付引当金 75,195	退職給付引当金 64,133
未払費用 32,767	未払費用 35,320
有価証券評価損 36,920	有価証券評価損 36,920
前払年金費用認容 <u>△40,277</u>	前払年金費用認容 <u>△39,093</u>
繰延税金資産小計 <u>1,293,541</u>	繰延税金資産小計 <u>671,971</u>
評価性引当額 <u>△1,293,541</u>	評価性引当額 <u>△671,971</u>
繰延税金資産合計 <u>—</u>	繰延税金資産合計 <u>—</u>
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%)	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 4.2	交際費等永久に損金に算入されない項目 △15.2
住民税均等割 0.8	住民税均等割 △5.6
評価性引当金 <u>△44.9</u>	評価性引当金 <u>△25.5</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>0.8</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>△5.6</u>

(関連当事者情報)

第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 14	持株 会社	被所有 直接 100%	—	事業活動補助受入金の受取 (注1)	千円 643,511	未収入金	千円 223,404
							諸経費の支払 (注2)	3,953	未払費用	1,048

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）事業活動補助受入金は、当社の事業活動に与える影響を勘案の上、親会社と協議の上決定しております。

（注2）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 3,878	その他 未収 収益	千円 222
							委託調査費 の支払 (注1)	544,224	未払 費用	118,058
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 バサディナ	米ドル 500	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 140,049	未払 費用	千円 17,335
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 396,056	未払 費用	千円 95,380
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 40,700	長期 差入 保証金	千円 145,490
									未払 費用	10,405
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ディーティーブイ エム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジル レアル 69	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 844	未払 費用	千円 844

同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・（シンガポール）ビーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	—	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	諸経費の支払 委託調査費の支払（注1）	千円 18,231 2,826	未払費用	千円 2,946
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注2） 委託調査費の支払（注1）	千円 20,154 88,300	その他未収収益 未払費用	千円 2,808 8,235
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 10	金融業	—	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注2） 委託調査費の支払（注1）	千円 51,077 5,400	その他未収収益 未払費用	千円 7,803 1,557
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注1）	千円 8,384	未払費用	千円 1,230
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	千米ドル 1	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注1）	千円 1,288	未払費用	千円 57
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注1）	千円 193,548	未払費用	千円 60,129
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	—	調査費・諸経費の支払	千円 27,559	未払費用	千円 9,850
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	—	サービス契約	諸経費の支払	千円 83,739	未収入金	千円 5,702
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注1）	千円 149,230	未払費用	千円 41,864

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

（注3）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第12期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 16	持株 会社	被所有 直接 100%	—	諸経費 の支払 (注1)	千円 8,161	未払 費用	千円 913

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 479,747	未払 費用	千円 37,972
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	米ドル 500	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2) 委託調査費 の支払 (注1)	千円 4,908 50,268	その他 未収 収益 未払 費用	千円 1,483 3,466
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 615,445	未払 費用	千円 66,181
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約 オフィスの賃借	委託調査費 の支払 (注1) 事務所の 敷金の支払 不動産賃借 料等の支払	千円 43,231 - 206,319	未払 費用 長期 差入 保証金 前払 費用	千円 4,159 145,490 17,336
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ディーティーブイ エム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジル レアル 69	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 215,960	未払 費用	千円 70,911
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・ アセット・ マネジメント・ シンガポール・ ピーティーイー・ リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	諸経費の 支払 委託調査費 の支払 (注1)	千円 16,774 1,383	未払 費用	千円 1,520
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・ インター ナショナル・ エクイティーズ・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2) 委託調査費 の支払 (注1)	千円 9,844 104,796	- 未払 費用	千円 - 9,650

同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 12	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 30,191	その他 未収 収益	千円 2,497
							委託調査費 の支払 (注1)	7,366	未払 費用	614
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 4,253	未払 費用	千円 290
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 421,862	未払 費用	千円 38,168
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	—	調査費・ 諸経費の 支払	千円 16,794	未払 費用	千円 891
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	—	サービス 契約	諸経費の 支払	千円 62,111	未収 入金	千円 343
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 334,500	未払 費用	千円 162,882

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

（注3）取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）		第12期事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	21,598円80銭	1株当たり純資産額	20,688円24銭
1株当たり当期純利益金額	5,675円07銭	1株当たり当期純損失金額	910円57銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益 444,187千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純利益 444,187千円 期中平均株式数 78千株		(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純損失 71,269千円 普通株式に帰属しない金額 - 普通株式に係る当期純損失 71,269千円 期中平均株式数 78千株	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第11期事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第12期事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④及び⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

①資本金の額

平成22年6月末現在 324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。なお、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(2)ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティール・リミテッド（「投資顧問会社」）

①資本金の額

平成22年3月末現在 1.5百万オーストラリアドル（117百万円）（オーストラリアドルの円貨換算は、便宜上、平成22年7月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1オーストラリアドル＝78.03円）によります。）

②事業の内容

オーストラリアにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)株式会社新生銀行（「販売会社」）

①資本金の額

平成22年7月末現在 476,296百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(4)住友信託銀行株式会社（「販売会社」）

①資本金の額

平成22年3月末現在 342,037百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。なお、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(5)株式会社京都銀行（「販売会社」）

①資本金の額

平成22年7月末現在 42,103百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(6)株式会社東北銀行（「販売会社」）

①資本金の額

平成22年3月末現在 8,233百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(7)日興コーディアル証券株式会社（「販売会社」）

①資本金の額

平成22年3月末現在 10,000百万円

②事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(8)フィデリティ証券株式会社（「販売会社」）

①資本金の額

平成22年6月末現在 4,907百万円

②事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(9)株式会社愛知銀行（「販売会社」）**①資本金の額**

平成22年7月末現在 18,000百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(10)株式会社広島銀行（「販売会社」）**①資本金の額**

平成22年3月末現在 54,573百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(11)株式会社北海道銀行（「販売会社」）**①資本金の額**

平成22年3月末現在 93,524百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(12)株式会社栃木銀行（「販売会社」）**①資本金の額**

平成22年7月末現在 27,408百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(13)楽天証券株式会社（「販売会社」）**①資本金の額**

平成22年3月末現在 7,477百万円

②事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(14)株式会社SBI証券（「販売会社」）**①資本金の額**

平成22年6月末現在 47,937百万円

②事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

①資本金の額

平成22年3月末現在 10,000百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社における関係業務の概要**

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行へ

の指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティールワイ・リミテッドの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成21年12月17日 臨時報告書

平成22年3月8日 有価証券報告書

平成22年3月8日 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年3月16日 臨時報告書

平成22年4月1日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年8月10日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・オーストラリア毎月分配型ファンドの平成21年12月11日から平成22年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・オーストラリア毎月分配型ファンドの平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月10日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・オーストラリア毎月分配型ファンドの平成21年6月11日から平成21年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・オーストラリア毎月分配型ファンドの平成21年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 澤 口 雅 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。